

生産方式革新実施計画の 認定を受けるメリット

生産方式革新実施計画の認定を受けるメリット

①金融上の特例措置

日本政策金融公庫の
長期低利融資

日本政策金融公庫から**長期低利の融資**を受けられます。

- 償還期限を25年以内とする等、**大規模投資にも対応**。
- 据置期間を5年以内とし、事業者の**初期償還負担を軽減**。
- 貸付金の使途に**長期運転資金**も設定。

②税制上の特例措置

投資促進税制

生産方式革新事業活動に必要な機械等の取得等をした場合に**特別償却（機械等32%^{※1}、建物等16%）を適用**を受けることができます（令和9年3月末まで）。

※1スマート農業技術を組み込んだ機械装置については、7年以内に発売されたものに限る。スマート農業技術活用サービス事業者、食品事業者は機械装置にのみ適用され、特別償却率が25%となる。

③その他の特例措置

野菜法の特例

認定計画に従い、産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う場合、**指定産地外の農業者等も契約指定野菜安定供給事業に参加可能**となります。



航空法の特例

ドローン等の無人航空機による農薬散布等の特定飛行を行う場合の**航空法上の許可・承認の手続きがワンストップ化**されます。



農地法の特例

農地をコンクリート等で覆う措置を実施する場合の**農地法に基づく届出がワンストップ化**されます。



事業の類別毎の支援措置・特例措置の一覧

事業の類別	生産方式革新実施計画				開発供給実施計画					
	税制	融資	野菜法	行政 手続の 簡素化	税制	融資	債務 保証	農研 機構	種苗法	行政 手続の 簡素化
農業者等	※1 特別償却	※2 新資金 〔公庫 農林水産事業〕	野菜法 特例	農地法 特例	スマート農業技術等の開発供給を行う場合は対象 ※対象となる場合、下記のうち、農業者等はスマート農業技術活用サービス 事業者の農作業受託と、食品等事業者は農機メーカー等と同じ適用					
食品等事業者			—	航空法 特例						
スマート農業技術活用 サービス事業者	①農作業受託	中小企 業税制 の対象	—	航空法 特例	登録免許税 軽減	※2 新資金 〔公庫 農林水産事業〕	※2,3 農競法 特例 〔中小 機構〕	農研機構 施設供用等	—	航空法 特例
	②リース等 ③人材派遣 ④データ分析		—						—	
農機メーカー等	スマート農業技術を活用した サービス事業を行う等の場合は対象 ※対象となる場合、上記のうちスマート農業 技術活用サービス事業者と同じ適用				登録免許税 軽減	※2 新資金 〔公庫 農林水産事業〕	※2,3 農競法 特例 〔中小 機構〕	農研機構 施設供用等	種苗法 特例	航空法 特例
大学、研究者、 研究開発型 スタートアップ	スマート農業技術を活用した サービス事業を行う等の場合は対象 ※対象となる場合、上記のうちスマート農業 技術活用サービス事業者と同じ適用									

※1：上乗せ要件あり

※2：別途日本公庫や中小機構の審査が必要

※3：事業参入の場合に限る

■ 本法律に基づき認定を受けた事業者を資金面から後押しするため、長期・低利の制度資金を創設

- 国から計画認定を受けた農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者、農機メーカー等が対象
- 償還期限を25年以内とする等、**大規模投資にも対応**
- 据置期間を5年以内とし事業者の**初期償還負担を軽減**。また、貸付金の使途に**長期運転資金も設定**

資金の概要

1. 貸付対象者

- (1) 認定生産方式革新事業者
(農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者※1、食品等事業者※1)
- (2) 認定開発供給事業者
(農機メーカー※1、スマート農業技術活用サービス事業者等※1)

2. 償還期限

25年以内（食品等事業者は10年超25年以内）

3. 据置期間

5年以内

4. 貸付金利

借入期間に応じて0.65%～1.45%（令和6年10月1日現在）

5. 貸付限度額（融資率）

貸付けを受ける者の負担する額の80%以内

6. 貸付金の使途

認定計画に従って生産方式革新事業活動又は開発供給事業※2を行うために必要な資金であって次に掲げるもの

- (1) 機械、ソフトウェア等の取得、施設の整備等
- (2) 長期運転資金（研修費、販売促進費等）

※1 委託を受けて農作業を行う事業者以外にあっては、中小企業者に限る。

※2 研究開発は対象外

資金の活用イメージ（例）

<農業者等>

- ・スマート農機や営農支援ソフトの導入（購入費、研修費）
- ・機械収穫に適した樹形の導入（改植費、農薬・資材費）

<スマート農業技術活用サービス事業者>

- ・農作業受託に必要なスマート農機の導入（購入費、研修費）
- ・環境モニタリング装置を活用するための人材育成（研修費）

<食品等事業者>

- ・鉄コンテナによる収穫・出荷体系に適した流通施設の整備
- ・加工向け品種への切替に伴う食品製造施設の整備

<農機メーカー>

- ・スマート農機を量産するための製造ラインの整備
- ・産地実演会や市場調査などの販路開拓の取組（販売促進費）



鉄コンテナを搭載した自動収穫機と自動運搬台車

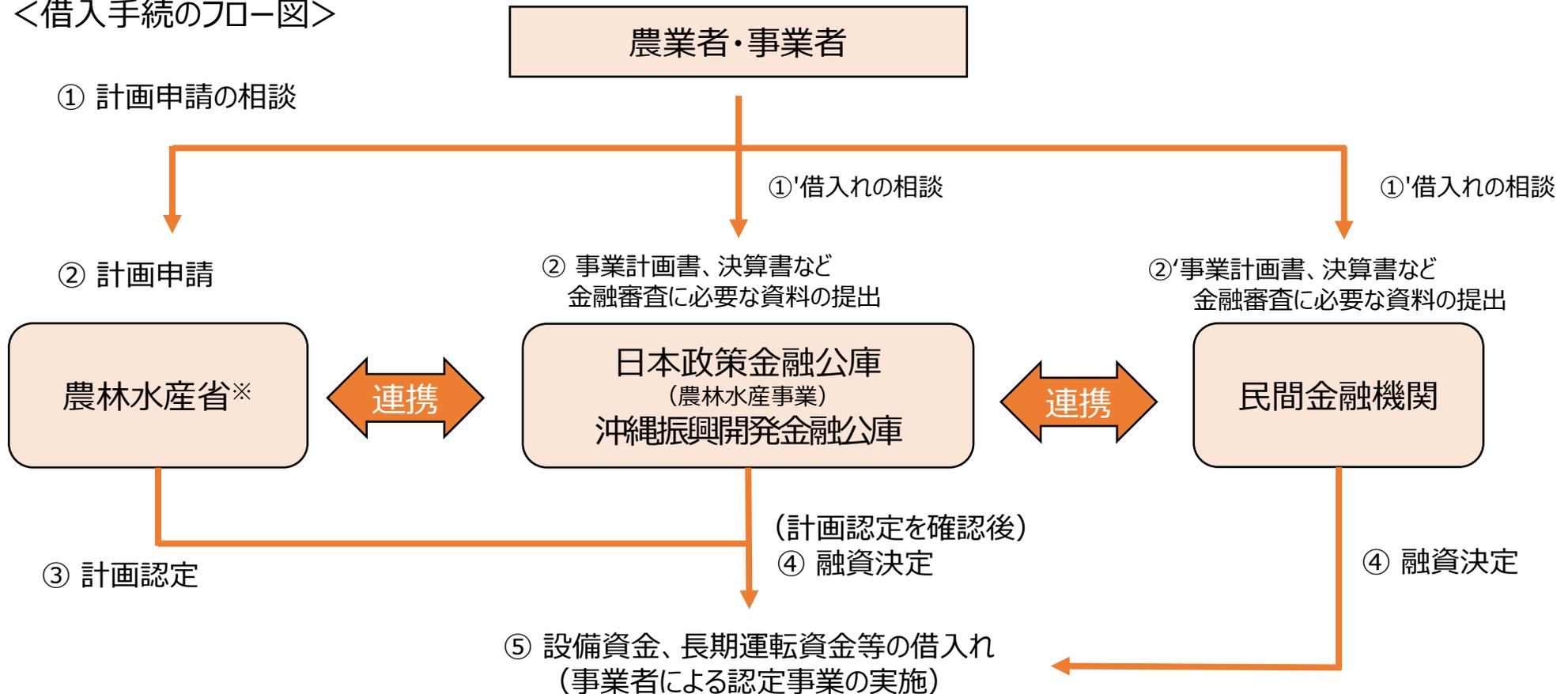


ドローン講習・研修の実施

スマート農業技術活用促進資金の借入手続について

- 公庫からスマート農業技術活用促進資金を借り入れるためには、生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画を作成し、農林水産省から認定を受ける必要があります。
- 公庫・民間金融機関への借入れの相談と並行して、生産方式革新実施計画は地方農政局等へ、開発供給実施計画は農林水産省本省へ申請に向けた相談を開始してください。
- 国による計画認定のほか、資金の借入れに当たっては、公庫への融資の申請及び審査が必要です。

<借入手続のフロー図>



※ 生産方式革新実施計画は地方農政局等、開発供給実施計画は農林水産省本省が相談・申請の窓口です。

- 無人航空機の活用に係る手続負担軽減のため、農業用ドローンに関する航空法の飛行許可・承認について、行政手続のワンストップ化が可能

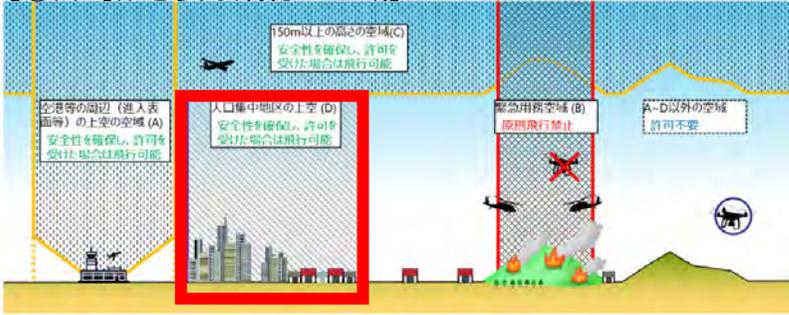
航空法の特例の内容

生産方式革新事業活動や開発供給事業の一環として、無人航空機（農業用ドローン等）を使用する場合、航空法の許可・承認（下記の航空法上の手続のうち赤枠範囲）について、ワンストップで行政手続を行うことが可能です。

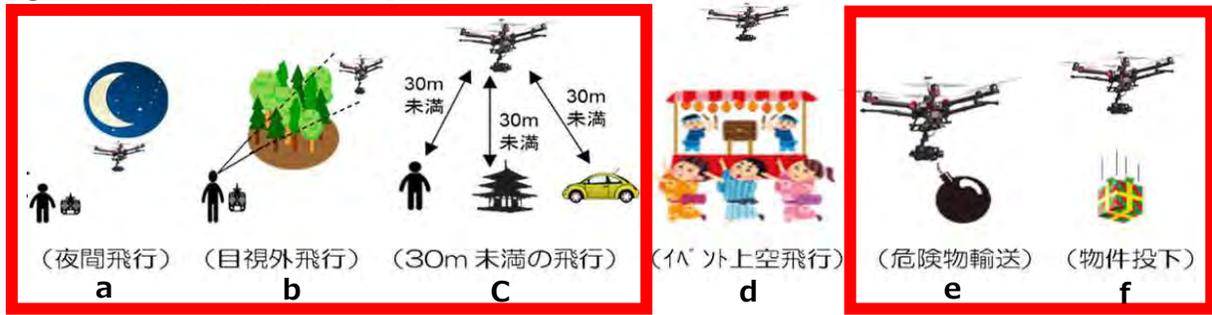


＜特定飛行の種類（赤枠の範囲がスマート法による行政手続のワンストップ化の対象）＞

【①許可が必要な飛行の空域】

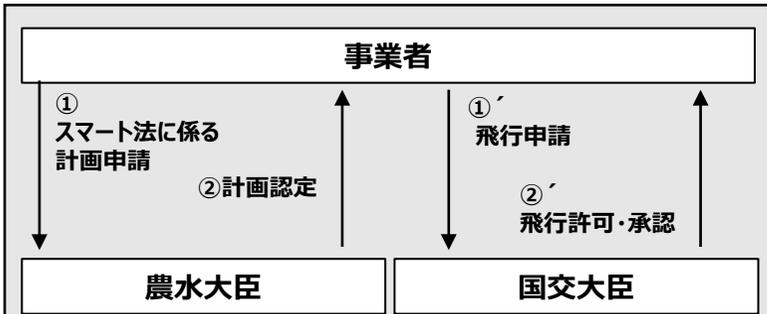


【②承認が必要な飛行の方法】

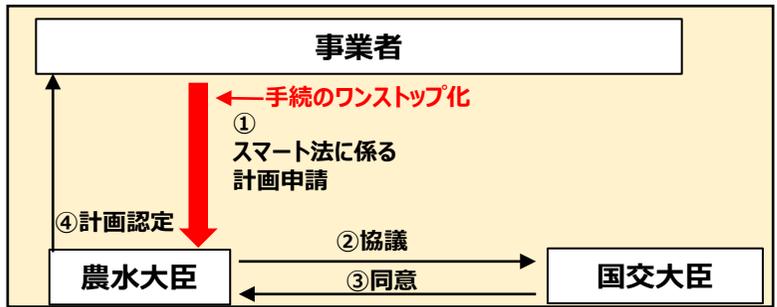


＜支援措置のイメージ＞

（手続一元化前）



本法での措置（手続一元化後）



- スマート農業技術の活用による生産性向上等の効果の発揮に必要である農作物栽培高度化施設の設置のために当該施設の底面をコンクリート等で覆う場合に係る農地法の届出について、ワンストップ化が可能。

農地法の特例（スマート農業技術の活用に伴う行政手続のワンストップ化）の内容

農地法第43条第1項の規定により、農作物栽培高度化施設とする場合には、農業委員会へ届け出を行うことで、底面をコンクリート等で覆う農業用ハウスなどの設置が可能です。当該取組にあたっては、農地転用の手続は不要で、農業委員会へ指定の届出書を提出する必要があります。

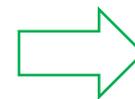
スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新事業活動として、農作物栽培高度化施設の設置のために当該施設の底面をコンクリート等で覆う場合、必要な事項を記載し生産方式革新実施計画の申請を行うことで、農地法に基づく農業委員会への届出があったものとみなされ、ワンストップで行政手続を行うことが可能です。

<取組の例>

収穫用のロボットや台車等のスマート農業技術を活用する場合に、底面の沈下・段差をなくすためのコンクリート化を併せて実施し、スマート農業技術の活用による生産性の向上を図る。



<取組前>

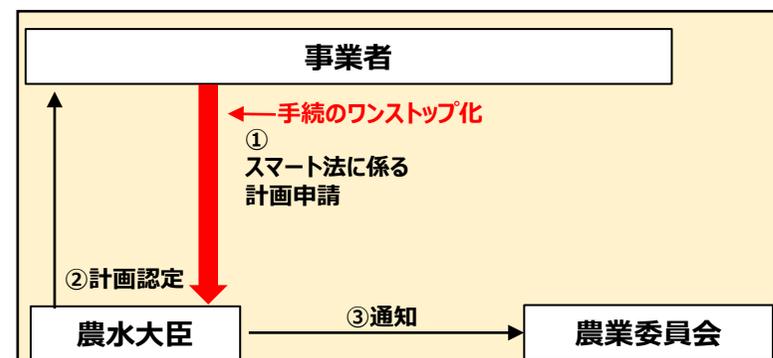


<取組後>

（手続一元化前）



本法での措置（手続一元化後）

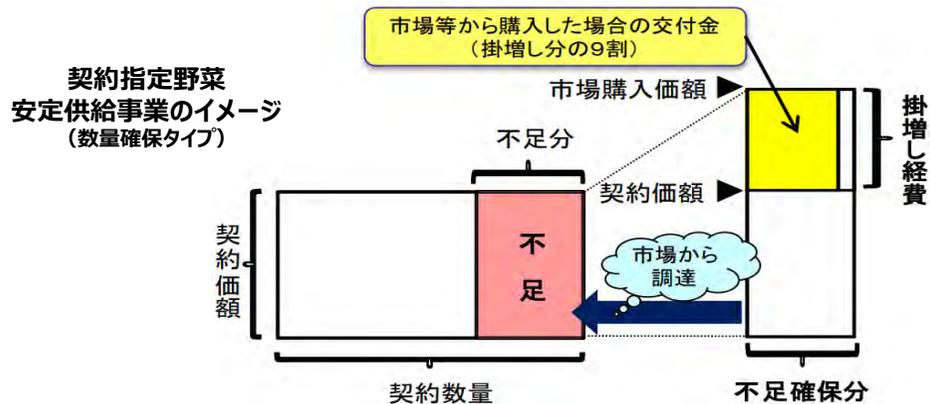


■ 野菜法の特例を措置し、スマート農業技術を活用した契約取引による産地リレー出荷体制の構築が可能。

【契約指定野菜安定供給事業（数量確保タイプ）の概要】

<仕組み>

実需者との定量・定価格供給の契約取引を行う生産者が、不作による供給量不足が生じた際（市場価格高騰時）に、実需者との契約数量を確保するために不足分を市場等から調達した場合に、交付金を交付。



<対象者> 登録生産者、登録出荷団体

<対象となる産地>

指定産地 面積：20ha以上（露地野菜の場合）

出荷割合：2/3以上

台風・災害の被害や、悪天候により適期に収穫ができないなど、やむを得ず契約数量を期日までに供給できない場合のセーフティネットとして機能。

【措置内容】

認定を受けた生産方式革新実施計画に従って、実需者に指定野菜の供給量を約する等の契約に基づき、複数の産地の農業者等が連携して指定野菜の供給を行う場合※、天候その他やむを得ない事由により生じる不足数量を市場等から調達した際に（独）農畜産業振興機構が交付金を交付することができる。

産地リレー体制のイメージ（キャベツの例）



* 産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う場合

➡ 実需との契約取引を行う場合のセーフティネット措置である契約指定野菜安定供給事業（数量確保タイプ）を指定産地外の農業者等であっても活用可能。

指定野菜（14品目）： 国民消費生活上重要な野菜
 キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、
 なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、
 たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

スマート農業技術活用投資促進税制（法人税・所得税の特例）（1）

■ 生産方式革新事業活動に必要となる設備の投資を後押しするため、生産方式革新実施計画の認定を受けた**農業者等**や、当該農業者等と**密接不可分な取組を行うスマート農業技術活用サービス事業者**又は**食品等事業者**が、機械等の取得等をした場合に**特別償却**を適用（令和9年3月末まで）。

■ 特例の対象設備等

1 スマート農業技術を組み込んだ機械装置
【農業者等】【スマート農業技術活用サービス事業者※】
※播種、移植又は収穫用の機械装置に限る。



キャベツ自動収穫機



ピーマン自動収穫機



搾乳ロボット

2 1と一体的に導入された機械装置、器具備品、建物等、構築物のうち1が効果を発揮するために必要不可欠なもの **【農業者等】**



環境制御装置
+ 低コスト耐候性ハウス



ロボットトラクター
+ RTK基準局



果樹自動収穫機
+ 樹体支持設備

3 農産物の洗浄、選別、切断・破砕、冷凍の作業用の機械装置 **【食品等事業者】**



選別用機械装置



冷凍用機械装置

特別償却のイメージ

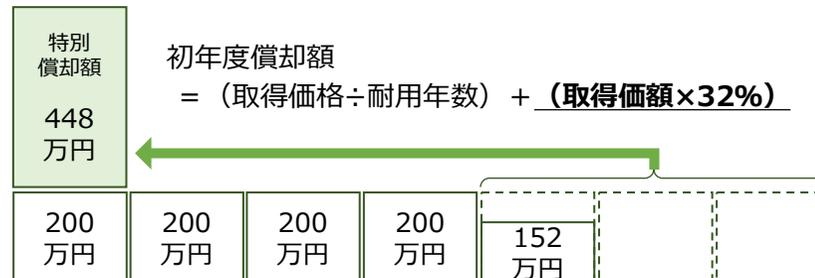
対象となるスマート農業機械等の導入当初に通常の償却額に一定額を上乗せして損金に算入可能。

特別償却率

機械装置、器具備品：**32%**^{※1}
 （一部25%^{※2}）

建物等、構築物：**16%**

（例）1,400万円、耐用年数7年のスマート農業機械を導入した場合



税率15%の法人の場合、
 初年度の税負担が最大で
 448万円 × 15% = 約67万円 軽減

特別償却により
 導入当初の税負担を軽減

※1 スマート農業技術を組み込んだ機械装置については、7年以内に販売されたものに限ります。

※2 スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者は機械装置のみに適用され、特別償却率が25%になります。

（注）本法で生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等又はスマート農業技術活用サービス事業者が導入する機械装置は、中小企業経営強化税制（C類型（デジタル化設備に係るもの））の適用を受けることはできません。

スマート農業技術活用投資促進税制（法人税・所得税の特例）（2）

生産方式革新実施計画の認定要件に加え、**以下の要件**を満たす必要があります。＜基本方針第4の2及び3＞

農業者等が税制特例を活用する場合

対象となる機械及び装置については、7年以内に販売されたもの。

- ・対象の機械装置を導入した農業者等に係る**労働生産性を5年間で5%以上向上**させること（個人又は法人単独で満たす必要があります。）
- ・スマート農業技術の効果の十分な発揮に必要な**ほ場の形状、栽培の方法、品種の転換等**の取組を、生産方式革新事業活動の**過半**で行うこと
- ・生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高が、総作付面積又は総売上高の**過半**を占めること



スマート農業技術活用サービス事業者が税制特例を活用する場合

生産方式革新事業活動全体で

- ・労働生産性を5年間で5%以上向上させること
- ・生産方式革新実施計画の**実施期間が7年以上**であること
- ・生産方式革新事業活動が、総作付面積又は総売上高のおおむね**8割以上**を占めること

+

- ・品種の変更又は収穫の機械化等の実施を伴い**栽培体系を大きく変更する取組**の作付面積又は売上高が、生産方式革新事業活動の**過半**を占めること

+

- ・農産物の品質又は外形の相当程度の変更を伴う**品種の変更又は収穫の機械化等**の取組の作付面積又は売上高が、生産方式革新事業活動の**過半**を占めること

スマート農業技術活用サービス事業者において

＜取組内容について＞

- ・提供するサービスが、**農業者等の収益に応じた料金体系**となっていること
- ・**専門作業受注型**であること
- ・生産方式革新事業活動の実施区域を含む都道府県と同一の都道府県内に拠点・事務所等を設置していること

対象となる機械及び装置については、7年以内に販売されたもの。

＜対象設備について＞

- ・**播種、移植又は収穫用**のスマート農業技術を組み込んだ機械及び装置であること
- ・対象設備等を**専ら**農業者等が行う生産方式革新事業活動に対して提供すること
- ・対象設備等に係る取得予定価額*が**前事業年度における減価償却費の額の10%相当額以上**であること

* 建物等の整備が伴う場合には、その取得予定価額を含む。

食品等事業者が税制特例を活用する場合

食品等事業者において

＜取組内容について＞

- ・**収穫後の選別・調製等の作業を農業者等に代わって行う**こと
- ・生産方式革新事業活動により生産された農産物を総作付面積又は総売上高のおおむね**8割以上**引き受けること
- ・生産方式革新事業活動に係る農産物と同じ種別の品種を原材料とした**商品を取り扱っていない**こと



＜対象設備について＞

- ・農産物の**洗浄、選別、切断若しくは破碎、又は冷凍**の作業に供する機械及び装置（一体的に構成される機械及び装置を含む）であり、その**専ら**を農業者等が行う生産方式革新事業活動に対して提供すること
- ・対象設備等において**専ら**農業者等が行う生産方式革新事業活動により生産された農産物を取り扱うこと
- ・対象設備等に係る取得予定価額*が**前事業年度における減価償却費の額の10%相当額以上**であること
- ・対象設備等が、生産方式革新事業活動の実施区域を含む市町村と同一の市町村又は隣接した市町村内で土地・建物に据え置かれるものであること

* 建物等の整備が伴う場合には、その取得予定価額を含む。